実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
阿南市	加茂谷	令和4年3月2日	令和6年3月27日

1 対象地区の現状

1):	318 ha	
2	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	161 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		176 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	35 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	116 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		47 ha
(俳	请考)	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積は 12haほど上回っている。しかし後継者不明(アンケートに未回答)の耕作面積と合わせると、104ha程度少ない状況である。

今後後継者不足、担い手の高齢化が深刻化することが懸念される。新たな農地の担い手確保について引き続き検討していくことが必要である。

認定農業者や集落営農法人など担い手が存在し、集積を進めている集落もあるが、集約化が進まず作業効率に課題がある。

また、地区の大部分を中山間地域が占めていることもあり鳥獣被害が多く、荒廃農地化が加速している。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

吉井地区については、平成30年度に設立された集落営農法人を中心に担っていく。

楠根、熊谷、深瀬、水井、細野地区については認定農業者や認定新規就農者を中心に担っていく。また、移住 就農を積極的に進め、地区の中心経営体育成を進める。

その他の地区も地域農業を持続可能なものとするために地域内の新規就農者に対する支援を充実させるなど、担い手の確保や受け入れを促進していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、356筆、21haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人に、農地中間管理機構の制度の説明、活用を積極的に推進する。 吉井地区は令和元年度、加茂地区は令和5年度に地域集積協力金の交付を受けた。また、吉井地区を中間管 理事業の重点実施区域として設定しパイプライン整備等をする耕作条件改善事業を行い、耕作条件の向上も 図られている。

今後も引き続き中間管理事業を活用して集落営農法人への集積を進めていき、集積・集約化を促進していく。

新たな担い手の確保への取組方針

今後も移住者の受け入れについて推進し、地域の新たな担い手として新規就農者の育成に努める。

その他

- ・細野地区の施設園芸については、引き続き経営体育成を推進する。
- ・水稲については、集積を推進し中心となる経営体の規模拡大を進める。
- ・ファームサービス等の組織づくりについて検討する。
- ・農村RMO(農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織)の活動を積極的に行っていく。
- ・今後も話し合い等の活動を推進して行い、定期的な見直しにより地域農業の課題を認識し、将来方針を決めるなど人・農地プランの内容の充実を図る。